



Title	太平興国五年敦煌の秦国太夫人
Author(s)	坂尻, 彰宏
Citation	内陸アジア言語の研究. 2025, 40, p. 151-167
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/103909
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

太平興国五年敦煌の秦国太夫人

坂尻 彰宏*

はじめに

太平興国五年（980）四月、当時の敦煌（沙州）の君主である曹延禄とその家族に、宋朝から様々な称号が与えられたことが典籍史料に記録されている。10 世紀の敦煌は曹氏一族によって支配されており、延禄はその 6 代目の君主である [図 1 参照]。この件は、『宋会要輯稿』の太平興国五年閏三月・四月条に以下のように記されている。

太宗太平興国五年元忠卒。閏三月，其子延禄遣使裴溢的・名似四人来貢玉圭・玉盃・玉槧・波斯宝氈・安西細氈・茸褐・斜褐・毛羅・金星罽等。

四月，詔，贈元忠敦煌郡王，制，樞密義軍節度兵馬留後金紫光禄大夫檢校司空兼御史大夫上柱国譙県男曹延禄，可檢校太保義軍節度瓜沙等州觀察処置营田押蕃落等使。又以其弟延晟為檢校司徒瓜州刺史，延瑞為義軍衙内都虞候，母進封秦国太夫人，妻封隴西郡夫人」[『宋会要輯稿』蕃夷 5，瓜沙二州，上海古籍出版社本，pp. 9835-9836，中華書局本，p. 7767，『蕃夷』 pp. 277-278] ⁽¹⁾

【翻訳】（宋）太宗の太平興国五年（980）に（沙州の曹）元忠が死んだ。閏三月に、元忠の子息の（曹）延禄は裴溢的・名似など四人を派遣し、玉圭・玉盃・玉槧・波斯宝氈・安西細氈・茸褐・斜褐・毛羅・金星罽などを献上した。

四月に、詔勅によって、（曹）元忠に敦煌郡王を追贈した。制勅によって、樞密義軍節度兵馬留後金紫光禄大夫檢校司空兼御史大夫上柱国譙県男の曹延禄を、檢校太保義軍節度瓜沙等州觀察処置营田押蕃落等使とし、そのうえ（延禄の）弟の延晟を檢校司徒瓜州刺史とし、（おなじく弟の）延瑞を義軍衙内都虞候とし、（延禄の）母は秦国太夫人に進封し、（延禄の）妻は隴西郡夫人に封じた。

* 大阪大学全学教育推進機構准教授（SAKAJIRI Akihiro, Associate Professor, Center for Education in Liberal Arts and Sciences, The University of Osaka）

(1) テキストの校訂は上海古籍出版社本ならびに『蕃夷』に従う。なお、この記事とほぼ同じ内容が『統資治通鑑長編』と『宋史』にも以下のように記録されている。「樞密義軍節度使曹元忠卒，其子延禄自称樞密節度兵馬留後，遣使修貢。夏四月丁丑，詔贈元忠敦煌郡王，授延禄樞密義軍節度使，又以其弟延晟為瓜州刺史，延瑞為牙内都虞候，母封秦国太夫人，妻封隴西郡夫人」[『統資治通鑑長編』卷 21，太平興国五年，閏三月四月，中華書局本，p. 474]；「興国五年，元忠卒，子延禄遣人来貢。贈元忠敦煌郡王，授延禄本軍節度，弟延晟為瓜州刺史，延瑞為衙内都虞候」[『宋史』卷 490，列伝 249，外国 6，中華書局本，p. 14124]。また，延禄の叙任の際に作成された制勅は『宋大詔令集』卷 240，四裔 13，中華書局本，p. 943 に収録されている。

れた于闐公主李氏を延祿の母とみなし、李氏の郡望から秦国太夫人をこの于闐公主にあてる。また、森安氏は同じく莫高窟第 61 窟のウイグル公主のなかに、延祿の父である元忠の妻（延祿の母）がいたと考え、その女性が秦国太夫人ではないかと推測している。一方、翟氏説はほぼ定説化しているが、翟氏が延祿の実母であること以外にとくに根拠はなく、延祿に翟氏以外の義理の母がいた可能性を全く考慮していない。

このように、秦国太夫人の出自は未だ確定しておらず、あらためて3つの説を再検討する必要がある。なぜなら、当時の敦煌の君主の妻や母の出自は、その時点の敦煌の外交的立場や強みを考える上で非常に重要な鍵になるからだ。そこで、本稿では秦国太夫人の出自について、夫人たちの郡望、延祿の父である曹元忠の婚姻関係を示す手紙、莫高窟第 61 窟に描かれた元忠の女性親族の供養人像から検証し、太平興国五年（980）の秦国太夫人の出自とその役割を明らかにしたい。

1. 郡望の検討

夫人たちの郡望と称号の関係から判断すれば、翟氏・ウイグル公主・于闐公主のうち、翟氏はこの秦国太夫人の候補からはずれる。太夫人の称号は、夫や息子の品階や爵位に応じて女性に封号を与える叙封制度に基づいて、中華王朝から高位高官の人物の母や祖母などに贈られた称号であり⁽⁷⁾、曹氏が統治した 10 世紀頃の敦煌では君主の母や祖母以外に使用される例はない。また、当時の敦煌で使用された女性の封号はその出身家系の郡望に対応している。たとえば、莫高窟第 61 窟主室の女性供養人像の題記では、曹元忠の慈母（実母）は「故慈母勅授広平郡君太夫人宋氏」（主室東壁南側第 4 身）と名乗り、宋氏の郡望である「広平郡」を冠する⁽⁸⁾。そして、郡望を冠する女性の称号のうち秦国を冠する称号は、郡望が「隴西郡」の李氏と見なされていたウイグル公主や于闐公主にのみ、それを使用していた例がみられる。一方、郡望が「潯陽郡」の翟氏には、秦国を冠する称号を使用した例が見られない。

まず、ウイグル公主については、曹延祿の祖父にあたる曹議金の妻のウイグル公主が、隴西李氏の郡望を名乗っていた。莫高窟や榆林窟に描かれたこのウイグル公主の供養人像の題記に以下のように記されている。

「……郡……人汧……/……聖天可汗の子隴西李氏一心供養」〔莫高窟第 100 窟、甬道北壁第 1 身、『供養人題記』p. 49〕

「北方大迴鶻国聖天公主隴西李氏一心供養」〔榆林窟第 16 窟、甬道北壁第 1 身、謝 1955, p. 456; 『榆林窟』p. 209; 赤木・坂尻 2017, p. 425〕

⁽⁷⁾ 宋朝の規定には「宰相・使相・三師・三公・王・侍中・中書令（旧有尚書令）、曾祖母・祖母・母封国太夫人、妻国夫人」〔『宋史』巻 170、志 123、職官 10、叙封、中華書局本、pp. 4084-4085〕とあり、太平興国五年の叙任で延祿は三師の一つであるの太保に任じられているので、その母には国太夫人の資格がある。

⁽⁸⁾ 『供養人題記』p. 21 参照。そのほか莫高窟第 61 窟では、曹氏は「譙郡」、陰氏は「武威郡」、索氏は「鉅鹿郡」、閻氏は「太原郡」などの郡望に由来する称号を名乗っている。本稿表 1、表 2 参照。

また、このウイグル公主が秦国を冠する称号を名乗っていたことも、以下の題記の用例から明らかである。

「故母北方大迴鶻国聖天的子勅授秦国天公主隴西李……」[莫高窟第 61 窟, 主室東壁南側第 1 身, 『供養人題記』 p. 21]

「勅授秦国太夫人天公主是北方大迴鶻国聖天……」[莫高窟第 22 窟, 主室東壁南側第 1 身, 『供養人題記』 p. 9]

「故北方大迴鶻国聖天的子勅授秦国天公主隴西李氏一心……」[莫高窟第 55 窟, 甬道北壁第 1 身, 『供養人題記』 p. 18]

さらに、于闐公主も莫高窟第 202 窟南壁第 2 身の于闐公主像に「……皇帝子天公主隴西李氏供養」とあることから⁽⁹⁾、于闐公主も隴西李氏を名乗っていることがわかる。また、莫高窟第 130 窟主室東壁の北側にあった題記「皇妣勅授秦国[広平]……」[『供養人題記』 p. 63; *Grottes 1*, pp. 53, 77] は、曹延祿の妻の于闐公主のものと解釈されているので⁽¹⁰⁾、于闐公主も秦国を冠する称号を使用していたとみられる。

一方、翟氏は、秦国を冠する称号ではなく、潯陽郡夫人や涼国夫人の称号を使用している。潯陽翟氏である翟氏は、莫高窟や榆林窟に残された彼女の供養人像の題記では「潯陽郡夫人」[莫高窟第 61 窟, 主室南壁第 3 身, 『供養人題記』 p. 23] や「涼国夫人」⁽¹¹⁾の称号を帯びている。なお、翟氏は元忠の顯徳二年（955 年）の朝貢とそれにとまう元忠の昇進によって、潯陽郡夫人から涼国夫人に昇格している⁽¹²⁾。

こうした翟氏の称号は、実子の曹延祿の即位後に、さらに「涼国太夫人」へと昇格している。供養人題記の冒頭部分の習字が書き込まれている中国国家図書館蔵の敦煌文獻 BD9015v には、延祿の称号「勅推誠奉国保塞功臣婦義軍節度使」（習字 1 行目）と翟氏の称号「勅受国慈母国太京（涼）国夫人潯陽翟氏」（習字 3 行目）、「勅受国慈母国太京（涼）国夫人」（習字 5 行目）が記されている⁽¹³⁾。杜海氏はこの史料をもとに、延祿が即位し婦義軍節度使を名乗るようになった後で、節度使の母として翟氏が「国太」の称号を使用するようになったとする⁽¹⁴⁾。この習字の「国太京（涼）国夫人」は、明らかに「涼国太夫人」の略称ないし書き換えと思われるので、翟氏は延祿の即位後に「涼国太夫人」の称号を使用していたことがわかる。なお、延祿は太平興国五年（980）の朝

⁽⁹⁾ 赤木 2016, pp. 303–304 参照。

⁽¹⁰⁾ 賀 1986, p. 231; 赤木 2023, pp. 79–80 参照。

⁽¹¹⁾ 莫高窟第 5 窟, 甬道北壁第 1 身, 『供養人題記』 p. 3; 榆林窟第 19 窟, 甬道北壁第 1 身, 謝 1955, p. 462, 『榆林窟』 p. 214, 赤木・坂尻 2020, p. 29; 榆林窟第 33 窟, 甬道北壁第 1 身, 謝 1955, p. 481, 『榆林窟』 p. 238; 榆林窟第 34 窟, 甬道北壁第 1 身, 謝 1955, p. 483, 『榆林窟』 p. 247, 赤木・坂尻 2017, p. 458; 榆林窟第 36 窟, 甬道北壁第 1 身, 謝 1955, p. 491, 『榆林窟』 p. 255, 赤木・坂尻 2017, p. 469 参照。

⁽¹²⁾ 賀・孫 1982, p. 252; 賀 1986, p. 227 参照。

⁽¹³⁾ 写真とは任継愈（主編）『国家図書館蔵敦煌遺書』104, 北京, 北京図書館出版社, 2008, p. 340 を、録文と全体の解説は赤木 2023, p. 79 参照。

⁽¹⁴⁾ 杜海 2017, pp. 43–44; 杜海 2023, pp. 266–267 参照。

貢の際に、BD9015vにある推誠奉国保塞功臣に代えて竭誠奉化功臣の称号を宋朝から賜与されているので⁽¹⁵⁾、BD9015vの習字は延祿が即位した976年頃⁽¹⁶⁾から980年頃の状態を反映しているものと思われる⁽¹⁷⁾。このように、太平興国五年の朝貢以前に、翟氏がすでに「涼国太夫人」の称号を使用していたのだとすれば、叙封の際に改めて「涼国太夫人」が追認されることはあっても、郡望に対応しない秦国太夫人が新たに与えられたとは考えられない。

そして、この秦国太夫人が翟氏ではないとすれば、翟氏は太平興国五年の朝貢に参加していなかったか、すでに死亡していた可能性が高い。当時の宋朝の規定では、高官の母への太夫人号の付与は嫡母（父の正妻）か継母（父の後妻）に限られていたので⁽¹⁸⁾、嫡母の翟氏以外の女性が叙封されたのであれば、翟氏はすでに死去していた可能性がある。なお、杜海氏は、S. 1398vの酒の支出帳簿を壬午年（982）の帳簿とみなし、この17行目に「十六日国太随盤酒肆斗」とあることから、この「国太」を曹延祿の母の翟氏にあてて、982年に翟氏が国太夫人として帳簿にあらわれているとする⁽¹⁹⁾。たしかに、S. 1398の表裏に書き付けられた習字や草稿類は壬午年の記載のあるものが多いが、酒の支出帳簿自体には年の記載がなく、水平方向に墨線が2本引かれて廃棄されている。習字や草稿類は帳簿の廃棄後の再利用と思われるので、帳簿の作成年は壬午年以前ということとはできても、壬午年に限定することはできない。従って、S. 1398vの帳簿にある「国太」の記載が翟氏を指すものであったとしても、982年における彼女の生存を確定することはできない。

以上、郡望からみれば、太平興国五年（980）の秦国太夫人は、曹延祿の実母の翟氏ではなく、隴西李氏を名乗ったウイグル公主か于闐公主のいずれかに授与されたとみるべきである。つまり、その女性は、延祿の父である曹元忠の別の妻、延祿の義理の母ということになる。次章では、元忠の婚姻関係を示す手紙から彼の別の妻の存在について検討する。

2. 于闐王からの手紙の検討

曹元忠が少なくとも于闐王の娘（于闐公主）と結婚していた事実は、于闐王から曹元忠に送られた2つの手紙により明らかである。

まず、杏雨書屋所蔵の漢文手紙文書の羽686の冒頭には、「皇帝賜 男元忠」とある。この「皇帝」が于闐王であり、彼が娘の于闐公主を嫁がせた曹元忠を「男」と呼んでいたことについては、赤木氏の研究によってすでに明白である⁽²⁰⁾。なお、榮氏と朱氏はこの「男」字を「舅（母の兄弟）」

(15) 赤木 2023, p. 70, n. 9 参照。

(16) 延祿の即位は977年の夏頃まで降る可能性がある。坂尻・田林 2024, p. 15 参照。

(17) 杜海氏は翟氏が秦国太夫人に叙封されたとみなし、BD9015vを根拠に翟氏が秦国太夫人ではなく、旧称の涼国太夫人を使い続けたとする。杜海 2017, p. 44, n. 2; 杜海 2023, 344–345 参照。しかし、太平興国五年（980）の朝貢以前の状況を示すBD9015vはその根拠にはならない。

(18) 天禧元年（1017）以前の宋朝では、五代からの制度を引き継いで、嫡母・継母以外の叙封が認められていなかった。杜文玉 2003, p. 37 参照。

(19) 杜海 2017, p. 44; 杜海 2023, p. 345; 中国社会科学院歴史研究所等（編）『英蔵敦煌文献（漢文仏經以外部分）』3, 成都, 四川人民出版社, 1990, p. 12 参照。

(20) 文書の写真は武田科学振興財団杏雨書屋（編）『杏雨書屋蔵 敦煌秘笈 影片冊』9, 2013, pp. 64–65; 赤木 2013,

と読んで、于闐王と元忠との間の婚姻関係を否定している⁽²¹⁾。しかし、赤木氏が指摘しているように、字形から判断してこの「男」字を「舅」字と読むことは不可能であり⁽²²⁾、書式や呼びかけの表現などからみても「舅」字と読むことはできない⁽²³⁾。この手紙に反映されている于闐王と元忠の親族関係は、あくまで父子関係であって、甥舅関係ではない。

また、おなじく于闐王から「男令公」に送られた漢文手紙文書 P.ch. 2826 の「男令公」（むすこの令公）もまた曹元忠であるとする赤木氏の説も説得力に富むものである。この文書の冒頭 1 行目から 3 行目には「白玉壹団／賜沙州節度使男／令公，汝宜收領……」（白玉一団（について）沙州節度使（＝帰義軍節度使）であり息子である令公に賜与するので、汝（令公）は受け取るように……）とある⁽²⁴⁾。この文書の作成年代・発信者・受信者については議論がわかれてきたが⁽²⁵⁾、赤木氏によって有力な結論が提示されている。赤木氏は文書に押された「通天萬寿之印」と「大于闐漢天子勅印」の 2 つの朱印のうち、「大于闐漢天子勅印」から発信者を于闐王とし、本文書の作成年代を「通天萬寿之印」から類推して于闐の「天寿」年間（963–965/966）⁽²⁶⁾と考える先行研究⁽²⁷⁾を受け入れ、受信者の令公（中書令の別称）を曹元忠とし、発信者の于闐王を天寿年間の于闐王とする⁽²⁸⁾。これに対して、榮氏と朱氏は、受信者の令公を元忠の息子の曹延祿とし、発信者

Pl. III を参照。文書全体の録文と解釈は、赤木 2013, pp. 101–110; 赤木 2017, pp. 246–247 参照。とりわけ、「皇帝」と「元忠」の解釈については、赤木 2011, p. 224, n. 19; 赤木 2013, pp. 105–106 参照。

(21) 榮・朱 2013, pp. 194–196; 榮・朱 2014, p. 192 参照。

(22) 羽 686 の「男」字周辺を拡大した鮮明な写真は、赤木 2013, Pl. IV 参照。

(23) 赤木 2017, p. 247 参照。

(24) 文書の写真は、上海古籍出版社・法国国家図書館（編）『法国国家図書館藏敦煌西域文献』19, 2001, p. 9 参照。文書全体の録文と日本語訳は、赤木 2013, p. 117; 赤木 2017, pp. 244–245 参照。

(25) この議論は赤木氏によって簡潔にまとめられている。赤木 2017, p. 260, n. 34 参照。

(26) 「天寿」を含む 10 世紀頃の于闐の年号と王統の論点や先行研究については、赤木氏によって諸説一覧表が提示され、詳しい解説がなされている。赤木 2013, pp. 111–114 参照。なお、天寿年間についての主要な学説としては、張氏と榮氏による 963–966 年説 [張・榮 1982 = 張・榮 2008, p. 36] と吉田氏による 963–965 年説 [吉田 2006, pp. 76–78] の 2 つの説がある。

(27) Vetch 1995, pp. 61–62; 李 1996, p. 41; 森安 2000, pp. 86–87 参照。

(28) Akagi 2011, pp. 220–221; Akagi 2012, pp. 9–10; 赤木 2013, pp. 116–120; 赤木 2017, pp. 244–247 参照。なお、赤木氏はこの王を 10 世紀初頭から 50 年以上于闐を支配した李聖天 (Viśa' Sambhava) の息子の一人（天寿王）とする。赤木 2013, pp. 119–120; 赤木 2017, pp. 244–245 参照。しかし、この王は Vetch 氏や森安氏が指摘するように、李聖天でもありうるだろう。Vetch 1995, pp. 61–62; 森安 2000, pp. 58–59, n. 72 参照。赤木氏が本文書の発信者の候補から李聖天を除く根拠としたチベット語手紙文書草稿 (Pt. 1106v) では、たしかに李聖天は兄 (gceng), 元忠は弟 (gcung) として表現されている。武内 1986, p. 591; 榮・朱 2012, pp. 102–103; 榮・朱 2013, pp. 400–401 参照。しかし、これはあくまで婚姻関係が結ばれる以前の状態を示している可能性もある。また、赤木氏は P.ch.2826 に押された「大于闐漢天子勅印」の「漢天子」を漢族の血統と結びつけ、この印の使用者が李聖天と漢族の女性との間の息子である可能性を強調している。赤木 2011, pp. 220–221; 赤木 2012, p. 10; 赤木 2017, pp. 245–246, 260, n. 36 参照。しかし、李聖天は漢族風の衣冠を身につけていたようで、940 年頃に于闐を訪れた後晋の高居誨は「聖天衣冠如中国」（李聖天の衣や冠は中国のようであった）[『新五代史』巻 74, 四夷附録 3, 中華書局本, p. 918] と報告している。また、曹元深時期（939–944）に描かれた莫高窟第 98 窟東壁南側第 1 身の李聖天像は、冕冠をいただき中国の帝王を模した装束を身に纏った姿で描かれている。賀・孫 1982, pp. 231–232; 賀世哲 1986, p. 219; 『中国石窟』図 13 参照。さらに、『宋史』には「其王李聖天自称唐之宗属」[『宋史』巻 490, 外国伝 6, 于闐, 中華書局本, p. 14106]

の于闐王を Viśa'Dharma にあてる⁽²⁹⁾。しかし、赤木氏が指摘する通り、延祿が令公の称号を使用する期間は 984–1002 年であり⁽³⁰⁾、Viśa'Dharma の在位年である 978–982 年とは全く合わない⁽³¹⁾、この手紙はやはり天寿年間に曹元忠にあてて書かれたと考えるべきである。そして、同じく于闐王から元忠にあてられた羽 686 も P.ch.2826 と同時期の文書であると解釈するのが妥当であろう⁽³²⁾。

このように、于闐王と曹元忠の父子関係を反映した 2 つの手紙文書は、曹延祿に于闐出身の義母がいたことを示している。一方、元忠のウイグル人妻の存在を示す文書史料は管見の限り見出すことができない。ただし、于闐王と曹元忠の父子関係を示す 2 つの手紙はいずれも天寿年間（963–965/966）に書かれたと思われるので、太平興国五年（980）の記事とは 15 年程度の開きがある。そのため、その間にこの于闐公主が死亡したり、ウイグル公主との婚姻が新たに行われたりした可能性もある。そこで、次章では、莫高窟第 61 窟に描かれた元忠の女性親族たちの供養人像を手がかりに、太平興国五年頃の元忠の家族関係について検討したい。

3. 莫高窟第 61 窟の供養人像の検討

莫高窟第 61 窟は莫高窟南区のほぼ中央の第 1 層に位置している。その主室の東壁は甬道の開口部をあわせて約 13 m、西・南・北壁が約 14 m、天井の最も高い部分が約 10 m にもなる大型窟である⁽³³⁾。本窟は曹元忠の治世にあたる 947–951 年頃に造営されたと考えられている⁽³⁴⁾。

主室の内部には女性供養人像 52 身が配列されている。供養人像は、東壁南側から南壁にかけては 25 身、東壁北側から北壁にかけては 27 身、それぞれ甬道の開口部を向いて整列している〔図 2 参照〕⁽³⁵⁾。それぞれの列の先頭はウイグルや于闐などの服装をした外国にゆかりのある女性た

とあり、李聖天は「唐の皇室の一族」を自称している。このように、李聖天が「漢天子」のように振る舞っていたことを考えれば、「大于闐漢天子勅印」の使用者の候補に李聖天をあげることもできるだろう。また、李聖天の没年については、962–966 年の幅で現在も議論が分かれており、天寿年間（963–965/966）に彼が生存していた可能性も十分ある。張・栄 1999 = 張・栄 2008, pp. 291–294; 赤木 2013, pp. 113–114, n. 23; 赤木 2015, pp. 214–215; 赤木 2017, pp. 244, 259, n. 32; 馮 2013, pp. 344–345 参照。

(29) 栄 1994 = 栄 2023, pp. 140–144; 栄・朱 2012, pp. 105–109; 栄・朱 2013, pp. 167–170, 407–411 参照。

(30) 栄 1996, pp. 126–127, 130 参照。

(31) 赤木 2013, pp. 119–120; 赤木 2017, p. 246 参照。

(32) 赤木 2013, pp. 120–121; 赤木 2017, pp. 246–247 参照。

(33) 『窟形』2, pp. 64–65 参照。

(34) 賀氏は元忠の妻の翟氏の称号を目安に造営年代を 947–957 年にあてる。賀・孫 1982, pp. 251–252; 賀 1986, p. 227 参照。さらに、孫氏は敦煌研究院所蔵の敦研 322 「臘八燃燈分配窟龕名数」の作成年を辛亥年（951）に比定し、敦研 322 に見える「文殊堂」を第 61 窟にあてて、辛亥年（951）には第 61 窟が完成していたとみなしている。孫 1983 = 孫 2000, pp. 346–348 参照。

(35) 本稿では東壁南側から南壁にかけての列を南列、東壁北側から北壁にかけての列を北列と呼び、列の先頭からの順番で位置を特定する。また、必要に応じて壁面ごとの配置も併記する。なお、第 61 窟内の供養人像の配列については、すでに森安氏による詳細な図解がある。森安 1980 = 森安 2015, p. 319, 図 1, 莫高窟第 61 窟内部図参照。ただし、この内部図では北壁第 3 身（北列 14）が欠落しており、供養人像が実際より 1 身少ない。

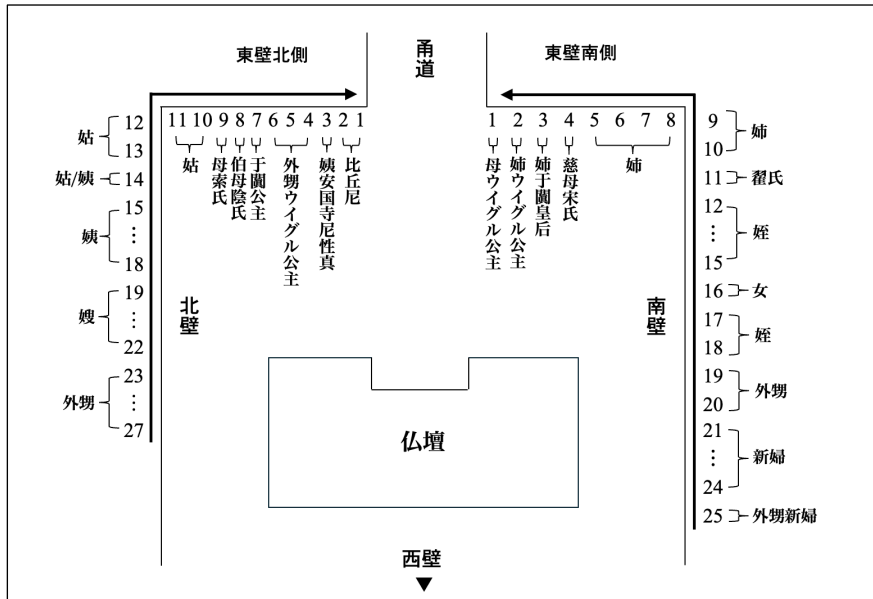


図2 莫高窟第61窟主室内部の供养人像
(図中の矢印は像の向く方向を示す)

ちや比丘尼が並んでおり（南列 1-3, 北列 1-7）、それらの後ろにはそれぞれ漢族の服装をした女性たちの像が続いている⁽³⁶⁾。

この女性供养人像はすべて曹元忠夫妻を基準に分けられ配列されている。主室内のすべての供养人は曹元忠とその夫人である翟氏を基準にした親族名称を名乗っている⁽³⁷⁾。たとえば、元忠の母たち（曹議金の妻たち）は、義母のウイグル公主（南列 1）と索氏（北列 9）は「母」と、実母の宋氏（南列 4）は「慈母」と呼ばれている。その他の供养人像も元忠夫婦を基準にした親族名称で呼ばれており、北列では、比丘尼・外国関係者の部分に外甥（嫁いだ姉妹が生んだ子供）が含まれる（北列 4-6）以外は、主に元忠夫妻からみて目上の女性たちから伯母（父の兄の嫁）、母（索氏）、姑（父の姉妹）、姨（母の姉妹）、嫂（兄の嫁）、外甥の順で並ぶ。同じく、南列では、外国関係者の部分に母（ウイグル公主）、姉（ウイグル公主・于闐皇后）、その背後に実母の宋氏と続いた後は、主に元忠夫妻の同世代ないし目下の女性たちが、姉、翟氏、姪・女、外甥、新婦、外甥新婦（外甥と結婚したよめ）の順で並んでいる。なお、本来は本窟の甬道には、曹元忠本人を含む曹氏の男性親族が並んでいたと思われるが、西夏時代に甬道が描き換えられたため、男性親族の像は現存しない⁽³⁸⁾。

さらに、第61窟の主室内部の女性供养人像は、本石窟自体が造営された曹元忠時期の情報だけでなく、元忠の息子の曹延禄時代の情報も含まれている。なぜなら、前述のように第61窟の造営

(36) 女性供养人像の服装の特徴については、赤木・坂尻 2017, p. 406 参照。

(37) 本稿表1・表2、並びに賀・孫 1982, p. 251; 賀 1986, pp. 226-227 参照。

(38) 鄒 2016, pp. 35-36 参照。



図3 莫高窟第61窟東壁北側供养人像第1-7身線画 ©Kaho Sakajiri

年代は947-951年頃であるが、賀氏によれば主室東壁北側の第1身から第7身までの供养人像（北列1-7）は、太平興国五年（980）二月前後に描き直されているからだ⁽³⁹⁾。つまり、曹延祿の母（元忠の妻）が秦国太夫人に昇格した太平興国五年当時の状況がこの部分には反映されているのである。

この描き直し部分には比丘尼・ウイグル公主・于闐公主の3種類の女性親族たちが描かれている〔図3参照〕⁽⁴⁰⁾。

まず、描き直し部分の最初には3人の比丘尼（北列1-3）が描かれている。先頭の比丘尼（北列1）は柄香炉を持っている。先頭の2身の供养人像には題記に欠落があるが、第3身の像（北列3）には「故姨安国寺法律尼臨壇大徳沙門性真供养」〔『供养人題記』p. 22〕とあり、この比丘尼が曹元忠の「姨（母の姉妹）」であることがわかる。

次に、3人のウイグル公主が描かれている（北列4-6）。彼女たちは特徴的な桃型の鳳冠を頂き、耳飾りをつけ、襟元の開いた黒い筒袖の服装をしている。ウイグル公主たちの先頭の公主（北列4）は香炉を掲げている。彼女たちの題記にはすべて「外甥甘州聖天可汗の子天公主」〔『供养人題記』p. 22〕とあるので、3人とも元忠の「外甥（嫁いだ姉妹が生んだ子供）」かつ甘州ウイグル可汗の「子的（正妻の子供）」であることがわかる。それゆえ、彼女たちの母は同じ莫高窟第61窟に描かれている元忠の姉（南列2）であると思われる。

⁽³⁹⁾ 後述のように、描き直し箇所にあたる東壁北側第7身（北列7）の題記には「新受太傅曹延祿」の文言が見えており、太平興国五年（980）二月廿二日の日付のある莫高窟第431窟窟檐題梁では、延祿が「**特進**檢校太傅」〔『供养人題記』pp. 164-165〕の称号を使用しているので、この描き直しが太平興国五年二年前後に行われたことがわかる。賀・孫1982, p. 252; 賀1986, p. 227 参照。なお、本稿冒頭で引用した『宋会要輯稿』などの記事にあるように、太平興国五年四月の叙任で、実際に宋朝から延祿に与えられた称号は「太傅」よりも低い位である「太保」なので、この太傅はあくまで延祿が叙任前から使用していた自称である。賀・孫1982, p. 271, n. 49; 賀1986, p. 236, n. 70; 栄1996, pp. 125-126 参照。

⁽⁴⁰⁾ カラー図版は趙2002, 図95-102 参照。なお、数字敦煌(Digital Dunhuang)では、本窟のパノラマ画像が閲覧できる。<https://e-dunhuang.com/cave/10.0001/0001.0001.0061> (2025年7月20日確認) 参照。

表 1 第 61 窟主室東壁北側～北壁の供養人題記 [『供養人題記』 pp. 22, 24, 25; 本稿脚注 49 も参照]

列	壁面	故	親族名称等	称号	氏名	供養文言等
1	東北 1	×	×	…勅受…	×	×
2	東北 2	故	□	大口…沙門	×	供養
3	東北 3	故	姨	安国寺法律尼臨壇大德沙門	性真	供養
4	東北 4		外甥	甘州聖天可汗の子天公主…	×	×
5	東北 5		外甥	甘州聖天可汗の子天公主		供養
6	東北 6		外甥	甘州聖天可汗の子天公主		供養
7	東北 7			大朝大于闐国天冊皇帝第三女天公主	李氏	為新受太傅曹延祿姫供養
8	東北 8	故	伯母	武威郡夫人	陰氏	一心供養
9	東北 9	故	母	鉅鹿郡君夫人	索氏	一心供養
10	東北 10	故	(姑)	譙県夫人		一心供養 出適慕容氏
11	東北 11	故	姑	譙県夫人		一心供養 出適閻氏
12	北 1	故	姑	譙県夫人		一心供養
13	北 2		姑	譙県夫人		一心供養 出適□氏
14	北 3	×	×	×	×	×
15	北 4	故	姨	広平郡夫人		一心供養
16	北 5	故	姨	広平郡夫人		一心供養
17	北 6	故	姨	広平郡夫人		一心供養
18	北 7		姨	広平郡夫人		一心供養
19	北 8		嫂	勅受太原郡夫人	閻氏	一心供養
20	北 9		嫂小娘子		索氏	一心供養
21	北 10		嫂小娘子		李氏	一心供養
22	北 11		嫂小娘子		索氏	一心供養
23	北 12		外甥小娘子		陰氏	一心供養
24	北 13		外甥小娘子		任□	一心供養 出適□氏
25	北 14		外甥小娘子		任祐	一心供養
26	北 15		外甥小娘子		長応	一心供養
27	北 16		外甥小娘子		長泰	一心供養 出適翟氏

(1) 「列」は供養人像列の通し番号, 「壁面」は各壁面の供養人像の通し番号.

(2) 表中の空欄は題記にその項目の記載が無いことを示す. ×は壁面の欠落を示す.

最後に、金色の香炉を掲げ、大きな鳳冠を頂き、耳飾りをつけ、黒い広袖の衣服を身に纏った于闐公主（北列 7）が描かれている。彼女の冠や首飾り等の装飾には、于闐の産物として有名な玉が大量に散りばめられている。この女性の題記は、「大朝大于闐国天冊皇帝／第三女天公主李氏為新／受太傅曹延祿姫供養」[『供養人題記』 p. 22] とある 3 行の長文で、その文字は堆金の技法で強調されており⁽⁴¹⁾、題記の枠も大きく、立派な装飾がある。この題記からは、彼女が于闐国の天冊皇帝の第三女であって、描き直しがされた太平興国五年（980）頃に敦煌の君主であった曹延祿と関係があることがわかる。

この東壁北側第 7 身の于闐公主（北列 7）については、曹延祿の妻とみる説と曹元忠の妻とみる説の 2 つの説があり、現在は延祿の妻説が定説化している。延祿の妻とみる説は、20 世紀初頭から唱えられており、題記を「大朝大于闐国天冊皇帝の第三女で天公主の李氏が新たに太傅を受けた曹延祿の姫と為^なって供養する」と解釈し、この于闐公主を延祿の姫（妻）とする⁽⁴²⁾。これに

(41) 第 61 窟主室の供養人像の題記で、文字に堆金の技法を用いているものはこの題記のみである。

(42) Pelliot 1908, p. 504; É. Chavannes *apud Serindia* 3, p. 1334; 松本 1925, p. 16; 敦煌文物研究所 1978, p. 45; 賀・孫 1982, p. 262; 姜 1983 = 姜 1987, pp. 968–969; 賀 1986, p. 231 参照。

表2 第61窟主室東壁南側～南壁の供養人題記 [『供養人題記』 pp. 21, 22, 23, 24]

列	壁面	故	親族名称等	称号	氏名	供養文言等
1	東南1	故	母	北方大迴鶻国聖天子勅授秦国天公主	隴西李……	×
2	東南2		姉	甘州聖天可汗天公主		一心供養
3	東南3		姉	大朝大于闐国大政大明天冊全封至孝皇帝天皇后		一心供養
4	東南4	故	慈母	勅授広平郡君太夫人	宋氏	一心供養
5	東南5	故	姉	譙県夫人		一心供養 出適翟氏
6	東南6	故	姉	譙県夫人		一心供養 出適陰氏
7	東南7	故	姉	譙県夫人		一心供養 出適鄧氏
8	東南8	故	姉	譙県夫人		一心供養 出適翟氏
9	南1	故	姉	譙県夫人		一心供養 出適陳氏
10	南2		姉	譙県夫人		一心供養 出適慕容氏
11	南3			施主勅授潯陽郡夫人	翟氏	一心供養
12	南4		姪小娘子		延隆	一心供養
13	南5		姪小娘子		延蔭	一心供養
14	南6		姪小娘子		延在	一心供養
15	南7		姪小娘子…	×	×	×
16	南8		女小娘子		延…	×
17	南9		姪小娘子		延応	一心供養
18	南10		姪小娘子		延友	一心供養
19	南11		外甥小娘子		長喜	一心供養
20	南12		外甥小娘子		長勝	一心供養
21	南13		新婦小娘子		陰氏	一心供養
22	南14		新婦小娘子		陰氏	一心供養
23	南15		新婦小娘子		翟氏	一心供養
24	南16		新婦小娘子		鄧氏	一心供養
25	南17		外甥新婦小娘子		曹氏	一心供養

対して、元忠の妻とみる説は、1940年代の藤枝氏の研究に沿ったもので、題記を「大朝大于闐国天冊皇帝の第三女で天公主の李氏が新たに太傅を受けた曹延祿^{ため}の姫の為に供養する」と解して、この于闐公主を延祿の母（元忠の妻）とする⁽⁴³⁾。なお、藤枝氏は、この于闐公主を延祿の母（元忠の妻）とみて、『宋会要輯稿』の太平興国五年の記事の秦国太夫人とみなしている⁽⁴⁴⁾。その後、1994年に榮氏が藤枝氏の説に明確な理由をあげて反論してからは⁽⁴⁵⁾、題記の「為」字を「なる」と解してこの于闐公主を延祿の妻とする説がほぼ定説化している⁽⁴⁶⁾。

⁽⁴³⁾ 藤枝 1943, pp. 73–74; Pulleyblank 1954, p. 93; 森安 1980 = 森安 2015, pp. 318–322, 補記 29, pp. 330–331, n. 37; 森安 2000, pp. 58–59, n. 72; Uray 1988, p. 519, n. 3 参照。なお、森安氏は、藤枝 1943 の見解に賛同しているが、藤枝 1977 において藤枝氏がこの于闐公主（北列 7）を延祿の妻としていると指摘し、藤枝氏の見解が「為」字を「なる」と読む解釈に変更されているとみなす。しかし、藤枝 1977 にはこの于闐公主を延祿の妻とすると読み取れる明確な記述はない。そのため、藤枝 1943 の説は変更されていないとみるべきである。藤枝 1977 および森安 1980 = 森安 2015, pp. 320, 330, n. 37 参照。

⁽⁴⁴⁾ 藤枝 1943, pp. 68, 74 参照。

⁽⁴⁵⁾ 榮 1994 = 榮 2023, pp. 140–141 参照。

⁽⁴⁶⁾ たとえば、1990年代後半では、Vetch 1995, p. 62; 李 1996, p. 41 参照。また、今世紀に入ってから、10世紀前後の敦煌や于闐の歴史についての総合的な研究書でもこの説がとられている。馮 2013, pp. 347–348; 榮・朱 2013, p. 165; 杜海 2023, p. 351 参照。同じく、美術史や石窟考古などについての専論でも、とくに議論なくこの説が採用されている。沙 2017, p. 85; 張・郭 2021, p. 463; 郭 2023, p. 339 参照。さらに、敦煌学に関する最も網羅的な辞典である『敦煌学大辞典』の項目でもこの説が定着している。「曹延祿」について

この延祿の妻説が定説化する契機となった上述の榮氏の説は、元忠の妻説を否定するために以下の3つの理由をあげて議論している。

- (1)漢文の語順や語意からみて、「為」は「なる」と読む方が自然である。
- (2)この于闐公主が含まれる東壁北側の第1身から第7身までの供養人像は、後に描き直された像なので、曹元忠とは関係がない。
- (3)第61窟の内部には翟氏以外の妻の像は見つからないし、敦煌文献には曹元忠夫妻に関する史料が数多く存在するが、元忠が翟氏以外に于闐公主を娶った事実を示す史料は見当たらない。

このように、榮氏の説は明確な論点を提示して議論しており説得力に富む。ただし、新史料も発見されている現時点においては修正が必要である。

まず、問題の題記の「為」字は、「ため」で読むこともできるし、莫高窟の題記には「ため」で読む用例もある。「為」字は、助字として使用する場合には、「庖丁為文惠君解牛」（庖丁は文惠君のために牛を解く）『莊子』、養生主のように「動作・行為を受益する対象を表す」機能を持ち合わせており、「ため」で読んだとしても漢文として不自然だとまでは言えない。また、莫高窟の題記の中にも「為」を「ため」と読む以下のような用例もある。

「女弟子優婆夷郭氏／為亡男画千仏六／百一十軀一心供養」（女弟子・優婆夷の郭氏は亡くなった息子のために千仏六百一十軀を描いて供養する）〔莫高窟第225窟、『供養人題記』p. 104〕

「地藏菩薩一軀／清信仏弟子索滔奉為先亡父母及法界／生衆作□……供養」（地藏菩薩一軀、清信仏弟子の索滔は奉って先に亡くなった父母および全宇宙の生きとし生けるもののために……を作って供養する）〔莫高窟第45窟、『供養人題記』p. 16〕

このように、語順や語意からみて自然というだけでは、「為」を「なる」と読むか「ため」と読むかを決定することはできない。

次に、莫高窟第61窟主室内の親族名称の秩序は、描き直された部分も含めて、すべて曹元忠夫妻を基準に作られており、描き直し部分が元忠に関係ないとはいえない。前述のように、主室内のすべての供養人は元忠夫婦を基準にした親族名称を名乗っており、この基準は描き直し部分（北列1-7）にも適応している。たとえば、この部分に描かれた3人のウイグル公主（北列4-6）は、元忠の外甥であって延祿の外甥ではない⁽⁴⁷⁾。また、描き直し部分の先頭に描かれた3人の比丘尼の3人目「故姨安国寺法律尼臨壇大徳沙門性真」（北列3）は、莫高窟第53窟ならびに第55窟にも元忠の「姨（母の姉妹）」として描かれており⁽⁴⁸⁾、延祿の「姨」ではない。このように、

ての孫 1998 と孫 2024、ならびに「于闐公主」あるいは「于闐金玉国天公主李氏」についての楊 1998 と楊・馮 2024 を参照。

(47) 賀・孫 1982, p. 251; 賀 1986, p. 227; 榮 1994 = 榮 2023, p. 141, n. 1 参照。

(48) 賀・孫 1982, p. 254; 賀 1986, p. 228 参照。

描き直された部分の供養人像にも元忠夫婦を基準にした家族関係が反映されているのは明白であり、問題の于闐公主（北列 7）だけが、元忠夫妻と無関係であると見なすのは不自然であろう。

さらに、莫高窟第 61 窟の主室には翟氏以外の曹元忠の妻の像も描かれており、元忠が翟氏以外に于闐公主を娶った事実を示す文書も存在する。前述のように第 61 窟主室の供養人像の題記には元忠夫婦を基準とする親族名称が書かれているが、元忠の妻の翟氏（南列 11）と問題の于闐公主（北列 7）には、親族名称が書かれていない⁽⁴⁹⁾。親族名称が書かれないのは、窟主であり夫である曹元忠と輩行が同一になるからである。曹氏一族の妻の供養人題記に親族名称が付されない例は他の曹氏の窟でも見られる。たとえば、曹氏一族の曹延恭から曹延禄の時代にかけて造営された莫高窟第 454 窟主室では⁽⁵⁰⁾、曹延恭の妻である慕容氏像（南壁第 4 身）の題記に「窟主勅授清河郡夫人慕容氏一心供養」[『供養人題記』p. 172]とあって、同様に親族名称がない。また、甬道に描かれた供養人像の例を含めても、曹氏一族の窟では、君主の妻の供養人像の題記に親族名称が付くことはない⁽⁵¹⁾。前述のように、延禄時代の太平興国五年（980）頃に描き直された部分（北列 1-7）は曹元忠夫婦を基準とする秩序に従っているの、親族名称を持たない問題の于闐公主（北列 7）は、同じく親族名称を持たない翟氏と同様に、元忠の妻であると考えられる。

また、元忠が翟氏以外に于闐公主を娶った事実を示す文書としては、第 2 章で確認した羽 686 と P.ch. 2826 がある。この 2 つの手紙文書によって、于闐の天寿年間（963-965/966）に于闐王と曹元忠とが婚姻を通じて親子関係にあったとする赤木氏の説はもはや鉄案である。

以上のように、榮氏が問題の于闐公主（北列 7）が曹元忠の妻であることを否定する 3 つの理由は成り立たない。とりわけ、この于闐公主の題記が親族名称を欠く点に注目すれば、彼女は延禄の妻ではなく、むしろ元忠の妻（延禄の母）に比定すべきである。この結論は、この于闐公主を延禄の母とみなし、彼女を太平興国五年の秦国太夫人にあてた藤枝氏の説が、今日も正当性を持つことを示すものである。

なお、元忠と複数の于闐公主が結婚していたことを示す史料は見出せないの、この于闐公主（北列 7）は天寿年間（963-965/966）の于闐王（李聖天ないし「天寿王」）が元忠に嫁がせた公主

⁽⁴⁹⁾ 表 1・表 2 参照。なお、東壁北側第 10 身の供養人像（北列 10）の題記も「故譙県夫人一心供養 出適慕容氏」とあって親族名称がない。しかし、曹氏の郡望による「譙県夫人」の称号を持ち、「母」（北列 9）の後で「姑」（北列 11）の前という列上の位置からみて、この女性が元忠の「姑」であることは明らかである。おそらく「故」字と「姑」字とが同音のため、「故姑譙県夫人」ないし「姑譙県夫人」と書くべきところを書き誤ったものと考えられる。「故」字と「姑」字の河西音はどちらも *ku* であり、中古音はどちらも **kuo* である。高田 1988, p. 310; GSR, p. 33 参照。また、『供養人題記』は北壁第 8 身の供養人像（北列 19）の題記を「□勅受太原郡夫人閻氏一心供養」と読み、北壁第 9 身の供養人像（北列 20）の題記を「□小娘子索氏一心供養」と読んで、親族名称を判読不明としている。『供養人題記』p. 24 参照。しかし、著者は、赤木崇敏氏と合同で行った現地調査において、どちらも「嫂」と読めることを共同で確認しており、本稿の表 1 にもその読みを反映している。なお、この閻氏の題記については、陳 2012, pp. 193-194; 赤木 2019, pp. 89-90 参照。

⁽⁵⁰⁾ 賀・孫 1982, p. 258; 賀 1986, p. 229 参照。

⁽⁵¹⁾ 赤木氏が敦煌石窟における曹氏の夫人像（計 40 身）の題記や図像的特徴についてまとめた一覧表〔赤木 2016, pp. 298-301, 表 3 夫人供養人像〕を参照。

と同じ女性とみるべきである。

以上の検討が正しければ、太平興国五年（980）の敦煌には曹延祿の義母と妻との二人の于闐公主がいたことになる。前述のように、第 61 窟の修正部分は太平興国五年二月前後の時期に描き直されたと考えられている。そして、修正部分の于闐公主（北列 7）を元忠の妻に比定し、その題記を「大朝大于闐国天冊皇帝の第三女で天公主の李氏が新たに太傅を受けた曹延祿の姫の^{ため}に供養する」と読むとすれば、この供養人像は延祿の義母（元忠の妻）が曹延祿の姫（妻）のために供養している姿を描いていることになる⁽⁵²⁾。この供養を向けられている曹延祿の妻こそが、莫高窟天王堂や榆林窟第 35 窟などにその姿が描かれている于闐公主であって、彼女は第 61 窟修正部分の于闐公主（北列 7）とは別人であろう⁽⁵³⁾。さらに、第 1 章で議論したように、于闐公主の郡望は隴西李氏と見なされている。郡望からみて、この二人の于闐公主は、本稿の冒頭で示した太平興国五年の記事で「秦国太夫人」に進封された延祿の母と「隴西郡夫人」に封ぜられた延祿の妻の二人にも対応している。

なお、曹元忠とこの于闐公主との結婚は、第 61 窟が造営された 947-951 年頃よりも後の于闐の天寿年間（963-965/966）頃なので、描き直される前の第 61 窟にはこの于闐公主は描かれていなかったと思われる。太平興国五年（980）二月前後の第 61 窟の描き直しは、曹延祿の太傅への昇進ならびに彼と于闐公主との結婚祝賀を契機に⁽⁵⁴⁾、それまで描かれていなかった于闐公主を、あらためて元忠の妻として第 61 窟の主室に描き加えるために行われたのであろう。また、彼女の題記自体に「秦国太夫人」の称号が書かれていない理由は、この描き直しが太平興国五年の朝貢の前に行われたか、あるいは朝貢の後だったとしても、「太夫人」の称号が第 61 窟内では元忠の母を指すことになるので書くことができなかったからだろう。

さらに、本来であれば、延祿の妻の于闐公主も「新婦^{よめ}」として第 61 窟に加えられるべきだが、描くための場所が限られていたため、割愛された可能性が高い。前述のように外国関係者は敦煌の女性たちとは列の上で分けられており、外国関係者の中ではウイグルが于闐より列の順位で優先される序列があるので⁽⁵⁵⁾、于闐出身者のなかでも地位の低い「新婦^{よめ}」にあたる于闐公主（延祿の妻）を加えることができる場所は、于闐公主（北列 7）あるいは于闐皇后（南列 3）の後方に限定される。そのため、この場所にもう一人の于闐公主を描くとすれば、伯母（北列 8）や母（北列 9）あるいは慈母（南列 4）などの高位の女性親族を描き直す必要があり、描き加えることが困

(52) 石窟の供養人像とは異なるが、米国・フリーア美術館所蔵の水月観音菩薩図（F1930.36）には、曹延祿の従兄である曹延□の母の李氏が嫁の陰氏のために供養する旨が、図に付された功德記に書かれており、功德記の左側には李氏と陰氏の供養人像も描かれている。坂尻・田林 2024, pp. 8-15 参照。

(53) 榮 1994 = 榮 2023, p. 141; 張・郭 2021, pp. 449-451, 453; 郭 2023, pp. 327-328, 図 6-3-7 参照。なお、森安氏は問題の于闐公主（北列 7）の直前に位置するウイグル公主（北列 6）を延祿の妻とみるが、彼女の親族名称は元忠の「外甥」であって「新婦」ではないので、そのように判断することはできない。表 1 および森安 1980 = 森安 2015, p. 321 参照。

(54) 賀・孫 1982, p. 252; 賀 1986, p. 227 参照。

(55) 森安 1980 = 森安 2015, p. 320 参照。同様の序列は莫高窟第 454 窟主室東壁北側や莫高窟第 100 窟甬道北壁などにも見られる。郭 2016, pp. 71-73, 図 1-3-10 参照。

難だったと思われる。

以上のように、曹元忠の妻の于闐公主李氏は、太平興国五年（980）の時点で生存しており、莫高窟第 61 窟に当時の人物として描き加えられていた。一方、元忠とウイグル公主との婚姻関係を示す文書史料は未発見であり、元忠の治世に造営され曹延禄の時代に修正された莫高窟第 61 窟の女性親族像にもその姿は見られない⁽⁵⁶⁾。やはり、元忠はウイグル公主とは結婚していなかったと判断すべきである。

おわりに

このように、太平興国五年（980）の秦国太夫人は曹元忠の妻の于闐公主であり、彼女は当時の敦煌をめぐる国際関係を考える上での重要人物である。まず、彼女は元忠期から延禄期にかけて敦煌の于闐重視の姿勢⁽⁵⁷⁾が継続したことを示す生き証人である。また、玉に対する旺盛な需要を持っていた宋朝⁽⁵⁸⁾にとって、于闐との特別な婚姻関係を有していた敦煌は魅力的な「蕃夷（外国）」であったと言えるだろう。なぜなら、太平興国五年（980）の朝貢で、敦煌は玉圭・玉盃・玉槌などの玉製品を献上したことに加え、当時の君主であった曹延禄の母と妻のいずれもが玉の一大産地である于闐出身であったからである。この于闐公主の存在は、宋朝や玉を求める他のオアシス国家との良好な国際関係の構築に大きな役割を果たしたといえるだろう。

参考文献

漢籍

『宋会要輯稿』北京、中華書局、1957；上海、上海古籍出版社、2014。

『続資治通鑑長編』北京、中華書局、1979–1995。

『宋史』北京、中華書局、1985。

『宋大詔令集』北京、中華書局、1962。

『新五代史』北京、中華書局、1974。

略号

『蕃夷』＝郭声波（点校）『宋会要輯稿・蕃夷道釈』成都、四川大学出版社、2010。

『供養人題記』＝敦煌研究院（編）『敦煌莫高窟供養人題記』北京、文物出版社、1986。

『窟形』＝石璋如『莫高窟形』（中央研究院歴史語言研究所田野工作報告 3）全 3 卷、台北、中央研究院歴史語言研究所、1996。

『榆林窟』＝張伯元『安西榆林窟』成都、四川教育出版社、1995。

『中国石窟』＝敦煌文物研究所（編）『中国石窟 敦煌莫高窟』第 5 卷、東京、平凡社・文物出版社、1982。

GSR = Bernhard Karlgren, *Grammata Serica Recensa*, Stockholm, Museum of Far Eastern Antiquities, 1957 (repr. 1964).

(56) 森安氏は、東壁北側第 4 身のウイグル公主（北列 4）を元忠の妻とみなし、元忠にはウイグル公主・于闐公主・翟氏の三人の妻がいたとする。森安 1980 = 森安 2015, p. 321, 補注 29 参照。しかし、このウイグル公主はあくまで元忠の「外甥」であって妻ではないので、第 61 窟主室に描かれた元忠の妻は翟氏と于闐公主の二人だけである。表 1 および榮 1994 = 榮 2023, p. 141, n. 1 参照。

(57) 赤木 2012, pp. 10–11; 赤木 2017, pp. 248–253 参照。

(58) 榮・朱 2013, pp. 198–204; 榮・朱 2014, pp. 193–195; Wen 2023, pp. 233–234 参照。

Grottes = Paul Pelliot et al., *Grottes de Touen-Houang: Carnet de notes de Paul Pelliot: Inscriptions et peintures murales*, 6 vols., Paris, Collège de France Instituts d'Asie, Centre de Recherche sur l'Asie centrale et la Haute Asie, 1981–1992.

Serindia = Marc Aurel Stein, *Serindia: Detailed Report of Explorations in Central Asia and Westernmost China*, 5 vols., Oxford, Clarendon Press, 1921.

文献目録 (ABC 順)

赤木 崇敏 (Akagi, Takatoshi) 2011 “Six 10th Century Royal Seals of the Khotan Kingdom.” In: Yoshiro Imaeda et al. (eds.), *New Studies of the Old Tibetan Documents: Philology, History and Religion* (Old Tibetan Document Online Monograph Series vol. 3), Tokyo, Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies, pp. 217–229.

——— 2012 “The Genealogy of the Military Commanders of the Guiyijun from Cao Family.” In: Irina Popova and Liu Yi (eds.), *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*, St. Petersburg, Slavia Publishers, pp. 8–13.

——— 2013 「10世紀コータンの王統・年号問題の新史料：敦煌秘笈羽 686 文書」『内陸アジア言語の研究』28, pp. 101–128.

——— 2015 「敦煌三界寺僧道真とコータン王家」『内陸アジア言語の研究』30, pp. 199–222.

——— 2016 「曹氏帰義軍節度使時代の敦煌石窟と供養人像」『敦煌写本研究年報』10, pp. 285–308.

——— 2017 「曹氏帰義軍節度使系譜攷：2つの家系から見た 10～11 世紀の敦煌史」, 土肥義和・氣賀澤保規 (編)『敦煌・吐魯番文書の世界とその時代』東京, 東洋文庫, pp. 237–261.

——— 2019 「曹氏帰義軍節度使時代の敦煌石窟と供養人像 (二)」『敦煌写本研究年報』13, pp. 79–98.

——— 2023 「敦煌の功臣たち：曹氏帰義軍節度使時代の敦煌石窟と供養人像 (三)」『敦煌写本研究年報』17, pp. 67–91.

赤木 崇敏・坂尻 彰宏 2017 「榆林窟供養人叙録選注」, 松井太・荒川慎太郎 (編)『敦煌石窟多言語資料集成』東京, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, pp. 403–481.

——— 2020 「榆林窟供養人叙録選注 (二集)」, 坂尻彰宏 (編)『敦煌石窟における供養人像の歴史学的研究』(科研費報告書 JP16K03083), 豊中, 大阪大学全学教育推進機構, pp. 23–115.

陳 菊霞 2012 『敦煌翟氏研究』(敦煌学研究文庫), 北京, 民族出版社.

杜 海 2017 「敦煌文書中の“国太”夫人考」『敦煌学輯刊』2017-3, pp. 40–45.

——— 2023 『敦煌通史 五代宋初帰義軍巻』蘭州, 甘肅教育出版社.

杜 文玉 2003 「五代叙封制度初探」『史学月刊』2003-10, pp. 32–37.

敦煌文物研究所 1978 「莫高窟第 220 窟新発現の複壁壁画」『文物』1978-12, pp. 41–46, +3 pls.

馮 培紅 2013 『敦煌の帰義軍時代』(敦煌講座書系), 蘭州, 甘肅教育出版社.

藤枝 晃 1943 「沙州帰義軍節度使始末 (四・完)」『東方学報 (京都)』13-2, pp. 46–98.

——— 1977 「敦煌オアシスと千仏洞」『敦煌・シルクロード：旅する仏たち』(毎日グラフ別冊), 東京, 毎日新聞社, pp. 63–67.

郭 俊葉 2016 『敦煌莫高窟第 454 窟研究』蘭州, 甘肅教育出版社.

——— 2023 『敦煌莫高窟土塔研究』北京, 科学出版社.

賀 世哲・孫 修身 1982 「瓜沙曹氏与敦煌莫高窟」, 敦煌文物研究所 (編)『敦煌研究文集』蘭州, 甘肅人民出版社, pp. 220–272.

賀 世哲 1986 「従供養人題記看莫高窟部分洞窟の營建年代」, 敦煌研究院 (編)『敦煌莫高窟供養人題記』北京, 文物出版社, pp. 194–236.

姜 亮夫 1983 「瓜沙曹氏世譜」『浙江学刊』1983-1, pp. 104–108. (再録：姜 1987, pp. 955–975)

——— 1987 『敦煌学論文集』上海, 上海古籍出版社.

李 正宇 1996 「俄藏中国西北文物経眼記」『敦煌研究』1996-3, pp. 36–42.

松本 栄一 1925 「于闐国王李聖天と莫高窟」『国華』410, pp. 14–19.

森安 孝夫 1980 「ウイグルと敦煌」, 榎一雄 (編)『講座敦煌 2 敦煌の歴史』東京, 大東出版社, pp. 297–338. (再録：森安 2015, pp. 299–335)

——— 2000 「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15, pp. 1–121, +1 table, +15 pls.

——— 2015 『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋, 名古屋大学出版社.

- Pulleyblank, Edowin George. 1954 “The Date of the Staël-Holstein Roll.” *Asia Major*, N.S. 4-1, pp. 90-97.
- Pelliot, Paul. 1908 “Une bibliothèque médiévale retrouvée au Kan-sou.” *Bulletin de l'École française d'Extrême-Orient* 8, pp. 501-529.
- 榮新江 1994 「于闐王国与瓜沙曹氏」『敦煌研究』1994-2, pp. 111-119. (再録：榮 2023, pp. 133-147)
- 1996 『帰義軍史研究：唐宋時代敦煌歴史考索』（中国伝統文化研究叢書），上海，上海古籍出版社。
- 2023 『唐宋于闐史探研』（中亞与絲路文明研究叢書），蘭州，甘肅教育出版社。
- 榮新江・朱麗双 2012 「一組反映 10 世紀于闐与敦煌關係的藏文文書研究」『西域歴史語言研究集刊』5, pp. 87-111.
- 2013 『于闐与敦煌』（敦煌講座書系），蘭州，甘肅教育出版社。
- 2014 「從進貢到私易：10-11 世紀于闐玉的東漸敦煌与中原」『敦煌研究』2014-3, pp. 190-200.
- 坂尻 彰宏・田林 啓 2024 「米国フリーア美術館蔵水月観音菩薩図再考」『敦煌写本研究年報』18, pp. 1-20.
- 沙武田 2017 『帰義軍時期敦煌石窟考古研究』蘭州，甘肅教育出版社。
- 孫修身 1983 「敦煌石窟《臘八燃灯分配窟龕名数》写作時代考」，絲綢之路考察隊（編）『絲路訪古』蘭州，甘肅人民出版社，pp. 209-215（再録：敦煌研究院（編）『敦煌研究文集：敦煌研究院藏敦煌文獻研究篇』蘭州，甘肅民族出版社，2000, pp. 343-349）
- 1998 「曹延祿」，季羨林（主編）『敦煌学大辞典』上海，上海辞書出版社，p. 365.
- 2024 「曹延祿」，郝春文（主編）『敦煌学大辞典』第 2 版，上海，上海辞書出版社，p. 1675.
- 高田 時雄 1988 『敦煌資料による中国語史の研究：九・十世紀の河西方言』東京，創文社。
- 武内 紹人 1986 「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」，山口瑞鳳（編）『チベットの仏教と社会』東京，春秋社，pp. 563-602, -2 pls.
- Uray, Géza. 1988 “New Contributions to Tibetan Documents from the Post-Tibetan Tun-huang.” In: Helga Uebach and Jampa L. Panglung (eds.), *Tibetan Studies: Proceedings of the 4th Seminar of the International Association for Tibetan Studies*, München, Kommission für Zentralasiatische Studien, Bayerische Akademie der Wissenschaften, pp. 515-528.
- Vetch, Hélène. 1995 “Lettre de l'empereur de Khotan au commissaire militaire de Shazhou.” In: Jacques Giès and Monique Cohen (eds.), *Sérinde, Terre de Bouddha: Dix siècles d'art sur la Route de la Soie, Galeries nationales du Grand Palais, Paris 24 octobre 1995 - 19 février 1996*, Paris, La Réunion des musées nationaux, pp. 61-62.
- Wen, Xin. 2023 *The King's Road: Diplomacy and the Remaking of the Silk Road*. Princeton, Princeton University Press.
- 謝稚柳 1955 『敦煌藝術叙録』上海，上海出版公司。（再版：上海，上海古籍出版社，1996）
- 楊森 1998 「于闐公主」，季羨林（主編）『敦煌学大辞典』上海，上海辞書出版社，p. 366.
- 楊森・馮培紅 2024 「于闐金玉国天公主李氏」，郝春文（主編）『敦煌学大辞典』第 2 版，上海，上海辞書出版社，p. 1677.
- 吉田 豊 2006 『コータン出土 8-9 世紀のコータン語世俗文書に関する覚え書き』（神戸市外国語大学研究叢書 38），神戸，神戸市外国語大学。
- 張広達・榮新江 1982 「關於唐末宋初于闐国的国号・年号及其王家世系問題」『敦煌吐魯番文獻研究論集』北京，中華書局，pp. 179-209.（再録：張・榮 2008, pp. 15-37）
- 張広達・榮新江 1999 「10 世紀于闐国的天寿年号及其相關問題」『欧亜学刊』1, pp. 181-192.（再録：張・榮 2008, pp. 289-302）
- 張広達・榮新江 2008 『于闐史叢考（増訂本）』（西域歴史語言研究叢書），北京，中国人民大学出版社。
- 張小剛・郭俊葉 2021 「敦煌所見于闐公主画像及其相關問題」，樊錦詩・楊富学（主編）『敦煌与中外關係研究』蘭州，甘肅文化出版社，pp. 445-467.
- 趙声良 2002 『敦煌石窟 10 莫高窟第六一窟』東京，文化学園・文化出版局。
- 鄒清泉 2016 『文殊堂：曹元忠時代仏教文化与視覚形象个案研究』（敦煌与絲綢之路石窟芸術叢書），蘭州，甘肅教育出版社。
- 付記 本研究は JSPS 科研費 JP24K00125 の助成を受けたものである。